

## 「住民投票」についてのとりまとめ部会意見

平成28年6月15日  
とりまとめ部会員一同

第5回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会（以下「策定委員会」）で御講演いただいた相模女子大学の松下啓一教授が、議論してもらいたいこととして挙げられていた「住民投票」について、現時点でのとりまとめ部会の意見を以下に記します。

これまで策定委員会では、話し合いを進める中で、7つの古賀市のまちづくりのキーワードを出しました。また、より良いまちづくりのため、より多くの市民意見を集めたいとの思いから、全小学校区（8校区）で古賀みらいサマーミーティングを開催し、より多くの意見を反映するよう努めてきました。それらをとりまとめて行く中で、情報を共有し、様々な人々が一緒に話し合い、力を出し合うことが古賀市のまちづくりを進める上で重要である、望まれている、ということが分かりました。そこで、古賀市のまちづくりをより良く進めるための基本的な考え方を「情報共有」「市民参加」「共働」とし、「はじめの一步案ver.2」に策定委員会等で出された意見を反映しながら自治基本条例に盛り込む内容を検討してきました。

幅広い年代や市内の様々な地域の住民で構成される策定委員会は、できる限り多くの市民の意見を取りまとめ、意見を出し、まちづくりに必要なことを検討することが役割です。

また、とりまとめ部会は策定委員会等で出された意見をとりまとめることが役割です。これまでの策定委員会やサマーミーティングにおいて、「住民投票」を自治基本条例に盛り込みたいという意見は出されていません。「住民投票」は自治の基本にかかわる制度であり、とりまとめ部会では自治基本条例へ盛り込む意見も出しましたが、策定委員会等において意見が出されていないこと、策定委員会及びとりまとめ部会の役割を踏まえ、古賀市自治基本条例（仮称）条例素案検討資料（とりまとめ部会案）に「住民投票」を盛り込んでいません。ただし、「住民投票」は地方自治法に基づき住民が請求することが可能です。

今後の社会情勢などの変化により、その基本的な考え方が変化していくことも予想されます。その変化に対応するため、自治基本条例には見直しのための規定を盛り込むことが必要であると考えています。見直し規定については、今後検討していきます。